

聖籠町訓令第五号

聖籠町健康づくり推進協議会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月九日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町健康づくり推進協議会設置要綱の一部を改正する訓令

聖籠町健康づくり推進協議会設置要綱（昭和五十三年聖籠町訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条二項に次の一号を加える。

六 その他町長が必要と認めた者

第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

（部会）

第七条 第二条で定める協議会の所掌事項について、分掌して資料の収集、調査及び研究の必要があるときは、部会を置くことができる。

（意見の聴取等）

第八条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。